

関西大学先端科学技術推進機構研究会及び研究グループに関する取扱要領

制定 平成14年 3 月7日

(趣 旨)

第1条 この取扱要領は、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）に設置する研究会及び研究グループについて必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この取扱要領において定める研究会及び研究グループは、機構における先端科学技術に関する共同研究を推進することを目的とする。

2 研究会は研究部門を母体とし、研究員による自主的な共同研究を行う。

3 研究グループは研究会による活動をさらに発展させ、外部資金の獲得を目指した共同研究を行う。

(規程との関係)

第3条 関西大学先端科学技術推進機構規程（以下「規程」という。）及び関西大学先端科学技術推進機構内規（以下「内規」という。）に定めるもののほか、必要な事項についてはこの取扱要領による。

(設置)

第4条 機構に研究会及び研究グループを置く。

(研究会の申請)

第5条 研究会を設立する場合には、研究代表者が、設立趣旨及び研究代表者を含む3名以上の機構研究員を明記した研究会設立申請書（様式第1）、研究会規約及び会員名簿（以下「設立申請書等」という。）を、機構長へ提出するものとする。

2 研究会は原則としてその研究分野に合致する研究部門から申請する。

3 研究会は、機構に対し講演会開催に伴う補助を申請できる。

(研究会の承認)

第6条 機構長は、前条の設立申請書等を受理したときは、運営委員会の議を経て、適当と認めたときは設立を承認する。

(研究会の構成)

第7条 研究会に1名の研究代表者を置き、研究代表者はその運営に当たる。

2 研究代表者は、機構研究員のうち専任教育職員又は特別契約教授とする。

3 研究会の会員は、機構研究員をもって構成し、複数の研究会に所属することを原則認めない。

4 研究代表者が必要とする場合には、研究会に機構研究員以外の者を学内研究協力者及び学外研究協力者として参加させることができる。この場合における学内研究協力者及び学外研究協力者の範囲は、別に定める。

5 研究会の会員を変更する場合には、研究分担者変更願（様式自由）を機構長へ提出するものとする。

6 やむを得ない事情において研究期間中において研究代表者を変更する場合には、研究代表者から変更理由を付記した変更願（様式自由）を機構長へ提出するものとする。

(研究会の研究期間)

第8条 研究会における研究期間は、最長5年間とする。

2 研究グループを設立した研究会は、研究グループの設置をもって研究会を解散する。

(研究会の研究活動報告書)

第9条 研究代表者は、研究期間中の活動報告書を、最終年度末までに機構長に提出するものとする。

(研究グループの設置)

第10条 研究グループは、次の場合に設置することができる。

(1) 研究会の活動実績が半年以上あって、研究会を基盤として設置するとき。

(2) 研究グループの設置を主な目的とするとき。

- 2 前項第2号の研究グループの設置においては、研究グループの設立承認後速やかに研究会を設立し、研究グループ設立までの間、活動しなければならない。

(研究グループの申請)

第11条 研究グループを設立する場合には、研究会の研究代表者が、研究グループ設立申請書（様式第2）及び研究計画書（様式第3）を、機構長へ提出するものとする。

- 2 前条第1項第2号により研究グループを設立する場合には、前項の申請と同時に第5条に規定する研究会の申請を行わなければならない。

- 3 研究グループは、機構に対し研究のための予算を申請できる。

(研究グループの承認)

第12条 機構長は、前条の研究グループ設立申請書及び研究計画書を受理したときは、運営委員会の議を経て、適当と認めたときは設立を承認する。

- 2 運営委員会における研究グループの選考基準は別に定める。

(研究グループの構成)

第13条 研究グループに1名の研究代表者を置き、研究代表者はその運営に当たる。

- 2 研究グループの研究代表者は、機構研究員のうち専任教育職員又は特別契約教授とする。

- 3 研究グループは、3名以上の機構研究員をもって構成し、複数の研究グループに所属することを原則認めない。

- 4 前項にかかわらず、やむを得ない事情があり、運営委員会が特に認めた場合には、複数の研究グループに所属することができる。ただし、この場合において、当該機構研究員の予算執行は1つの研究グループでしか行うことができない。

- 5 研究代表者が必要とする場合には、研究グループに機構研究員以外の者を学内研究協力者及び学外研究協力者として参加させることができる。この場合における学内研究協力者及び学外研究協力者の範囲は、別に定める。

- 6 前項の学内研究協力者及び学外研究協力者は協力的な役割を果たすものであり、研究グループに付与される予算を直接執行することはできない。

- 7 研究グループの構成員を変更する場合には、研究分担者変更願（様式自由）を機構長へ提出するものとする。

- 8 やむを得ない事情において研究期間中において研究代表者を変更する場合には、研究代表者から変更理由を付記した変更願（様式自由）を機構長へ提出するものとする。

(研究グループの研究期間)

第14条 研究グループにおける研究期間は、3年間とする。

(研究グループの研究成果の公表)

第15条 研究グループは、毎年度末までに、研究成果を発表しなければならない。

- 2 研究代表者は、毎年度末までに、研究成果報告書を機構長へ提出しなければならない。

- 3 前項の報告書へ掲載する論文は、原則として、学会誌等において査読がなされたものとする。

(研究グループの外部資金獲得状況報告)

第16条 研究グループは、研究期間中又は研究期間終了後速やかに外部資金への申請を行うものとし、研究代表者は、申請した外部資金獲得状況について、機構長へ報告しなければならない。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 関西大学工業技術研究所研究会内規（昭和47年4月1日施行）、関西大学工業技術研究所研究会の申請に伴う事務取扱い内規（昭和55年4月施行）、研究グループの申請に伴う事務取扱い内規（昭和55年4月施行）及び研究グループの選考基準について（事務取扱）（平成8年10月24日制定）は廃止す

る。

- 3 平成14年4月1日前に設立された研究会のうち、研究期間が5年を経過しているものの研究期間については、この取扱要領施行の日から3年間を限度に延長できるものとする。
- 4 この取扱要領（改正）は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降に設立された研究会、研究グループに適用する。

附 則

この取扱要領（改正）は、2023年4月1日から施行する。